

償却資産のあらまし

平素から市税について格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

つきましてはこの「償却資産のあらまし」及び「固定資産税(償却資産)申告の手引」をご参照の上、申告いただきますようお願いいたします。



【 問合せ・提出先 】

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市役所 税務課 資産税係

電話 0889(42)1291



1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含む。)をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車の課税客体である原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。(地方税法第341条第4号)

2. 償却資産の種類及び資産例

下の表は、資産の種類及び主な資産例を記載していますのでご参照ください。

資 産 の 種 類		具 体 例						
1 構築物	構 築 物	看板(広告塔等)、舗装路面、駐車場(周壁がないもの)、緑化設備、庭園、門、塀、堀、側溝、煙突、焼却炉、鉄塔、鉄柱、トンネル、橋、ビニールハウス、カーポートなど						
	建 物	<ul style="list-style-type: none"> ● プレハブ等の建物で基礎がないもの ● 建築設備のうちで家屋評価に含めない資産(自家発電設備、受変電設備、蓄電池設備、電話設備、厨房設備、移動・可動性間仕切り等) 						
	建物附属設備	* テナント(賃借人)の方が取り付けした建物附属設備・内部造作等でテナントの方に所有権が留保されているものはテナントの方に申告義務が生じます。						
2 機械 及び 装置		各種製造・加工設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)、耕運機などの農機具(車両を除く)等						
3 船	舶	漁船、貨物船、客船、砂利採掘船、遊覧船、ボート等						
4 航	空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等						
5 車両 及び 運搬具		<p>大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車等</p> <p>※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く</p> <p>大きさが右記の基準に該当し、最高速度が時速15km以下のものは、小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)とされ、固定資産税の対象とはなりません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>長さ</td> <td>4.70 ㍎以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1.70 ㍎以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2.80 ㍎以下</td> </tr> </table>	長さ	4.70 ㍎以下	幅	1.70 ㍎以下	高さ	2.80 ㍎以下
長さ	4.70 ㍎以下							
幅	1.70 ㍎以下							
高さ	2.80 ㍎以下							

<p>6 工具、器具及び備品</p>	<p>机、イス、ロッカー、応接セット、テレビ、ラジオ、音響機器、陳列棚及び陳列ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、室内装飾品等、各種工具(測定、検査、切削、治具、型・鍛圧、打抜等)、家具、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器(ファクシミリ、LAN配線、パソコン、コピー機、レジスター等)、時計、測定機器、自動販売機、光学機器、看板及び広告器具、容器及び金庫、理・美容機器、医療機器、娯楽又はスポーツ器具及び興行用具等</p>
---------------------------	---

次に掲げる資産は課税の対象になりませんので申告の必要はありません。

- ① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形減価償却資産(漁業権、営業権、商標権、特許権など)、繰延資産
- ③ 耐用年数が1年未満の資産(使用可能期間が1年未満のもの)で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ④ 取得価額が10万円未満の資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ⑤ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法の規定による所得の計算上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの

3. 申告の対象となる資産について

賦課期日(毎年1月1日)現在において、須崎市内に所有する事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も課税の対象となりますので、申告漏れの無いように注意してください。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過したもの)
- ※ 平成19年4月1日以降、法人税・所得税については、1円(備忘価格)まで減価償却することが可能となりました。一方、固定資産税については、従前のおり、減価償却できるのは取得価額の5%までであり、除却されるまでは課税対象となります。
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
 - ③ 一時的に未稼働・遊休の状態にある資産でも、いつでも稼働しうる状態にあるもの
 - ④ 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、すでに事業の用に供されている資産
 - ⑤ 取得価格が10万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
 - ⑥ 福利厚生のに供するもの
 - ⑦ リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産
 - ⑧ 大型特殊自動車(登録の有無にかかわらず)

国 税 の 取 扱 い と の 比 較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりである。

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
減価(償却)計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	<p>一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる)</p> <p>* 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様</p>	<p>建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度</p> <p>【定率法選択の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年4月1日以後に取得された資産は「定率法」を適用 ● 平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却	○	○
陳腐化資産 (耐用年数の短縮)	○	○
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能(法人税法施行令133、所得税法施行令138)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能 (法人税法施行令133の2、所得税法施行令139)
青色申告書を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能 (租税特別措置法28の2、67の5)

4. 家屋と償却資産の区分について

家屋には、様々な附帯設備（電気設備、給排水設備、消化装置等）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋の所有者が所有する附帯設備で、家屋と構造上一体となって家屋自体の利便性を高めるものは家屋として取り扱い、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

詳細は下の表をご参照ください。

設備等の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
変 電 設 備	自家用発電設備・受変電設備 (配線等を含む)	—
動力用配線配管 設 備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電 灯 照 明 設 備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電 話 設 備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	
火災報知装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消 火 装 置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
避雷設備・衛生設備・換気設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給 湯 設 備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガ ス 設 備 給 排 水 設 備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷 暖 房 装 置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨 房 設 備 洗 濯 設 備	接客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外
運 搬 設 備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置、生産ライン用リフト等	エレベーター、エスカレーター設備及び左記以外の設備
簡 易 間 仕 切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

5. 償却資産の申告について

償却資産を所有されている方は、賦課期日(1月1日)現在に所有している償却資産について、所在する市町村に申告しなければならないとされています(地方税法383条)。

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び須崎市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがありますのでご注意ください。

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在で、須崎市内において事業用の償却資産を所有している方

(2) 申告期限

毎年1月末日(土・日曜日の場合は翌平日)

(3) 提出書類

- ① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ③ 種類別明細書(減少資産用)

* 複写の上側(提出用)を提出し、複写の下側(控用)は大切に保管してください。

郵送で提出される方で、申告書控用紙(受付印を押したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

* 12月ごろ、税務課より申告書及び現在の申告内容を記入した明細書をお送りしますので、変更分(増加・減少等)を記入の上、提出をお願いします。

* 全国統一の様式の記入事項の全てを満たしている場合は独自の様式での申告ができます。

* 須崎市役所の税務課に申告書の様式がありますので、ご連絡いただくか、市のホームページの様式からダウンロードして記入をお願いします。

(4) 申告にあたっての注意点

- ① 前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です。
- ② 廃業・解散等の時もその旨記入の上、申告が必要です。
- ③ 前年度において免税点未満(課税標準額が150万円未満)の場合や、本年度が免税点未満になると思われる場合でも、申告が必要です。
- ④ 申告年の1月1日に取得した資産は申告年から記入が必要ですので、注意して下さい。
- ⑤ リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社になり、リース会社に申告義務が生じますが、リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じません。

6. 固定資産税(償却資産)の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者

(2) 税 額

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税 率 1.5 / 100	=	税 額 (100円未満切捨て)
-------------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------

(3) 評価額・課税標準額の求め方

取得価額を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に、価格の減少(減価)を考慮して評価額を算出します。評価額の合計額の1,000円未満切捨てた金額が課税標準額となります。

(ア) 前年中取得のもの

取得価額(注1) × {1 - (減価率(注2) ÷ 2)} = 評価額

(イ) 前年前取得のもの

前年度の評価額 × (1 - 減価率) = 評価額(注3)

(注1) 取得価額とは

事業の用に供する資産を購入したときの購入価格をいいます。機械などの資産で、据付費などを要した場合は、その費用(付帯費)を含みます。

(注2) 減価率とは

資産の価値が時の経過によって減少する率で、財務省が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「(別表第7)旧定率法による償却率」と同じものです。

(注3) 評価額の最低限度は

取得価額の5%が最低限度となります。また、耐用年数を過ぎた資産でも、除却するまでは評価の対象となります。

耐用年数による減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	14	0.152	26	0.085	38	0.059	50	0.045
3	0.536	15	0.142	27	0.082	39	0.057	51	0.044
4	0.438	16	0.134	28	0.079	40	0.056	52	0.043
5	0.369	17	0.127	29	0.076	41	0.055	53	0.043
6	0.319	18	0.120	30	0.074	42	0.053	54	0.042
7	0.280	19	0.114	31	0.072	43	0.052	55	0.041
8	0.250	20	0.109	32	0.069	44	0.051	56	0.040
9	0.226	21	0.104	33	0.067	45	0.050	57	0.040
10	0.206	22	0.099	34	0.066	46	0.049	58	0.039
11	0.189	23	0.095	35	0.064	47	0.048	59	0.038
12	0.175	24	0.092	36	0.062	48	0.047	60	0.038
13	0.162	25	0.088	37	0.060	49	0.046		

(4) 免税点

賦課期日現在、須崎市内に所有する償却資産の評価額の合計（課税標準額）が、150万円未満の場合は償却資産は課税されません。

(5) 過年度更正

申告・調査等により更正が必要となった場合、資産の取得時期に応じて、現年度分を含め5年度分遡及して税額の再計算を行います。

(6) 非課税となる資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する償却資産は非課税となりますが、償却資産の申告は必要ですので、忘れずに申告をお願いします。

(7) 課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項の規定に該当する資産

(8) 納期限

第1期 5月31日

第2期 7月31日

第3期 9月30日

第4期 11月30日

* 土曜・日曜・祝祭日の場合は翌平日となります。

(9) 無申告または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び須崎市税条例第75条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(10) 償却資産の調査

固定資産税（償却資産）の申告書などをもとに、地方税法353条・408条に基づき、調査を実施します。この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、減価償却明細書又は固定資産台帳などを拝見させていただき、申告内容との照合や確認などを行うものです。事前にご連絡の上、直接、事業所を訪問させていただくか、郵送により関係書類の写しを提出していただくかの方法により実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

(11) 5年間分のさかのぼり課税について

提出いただいた申告書の内容審査や上記調査等により、申告内容を訂正する必要がある場合は、調査年度を含めて**最大5年間分**をさかのぼっての課税となることがありますので、あらかじめご了承ください。

平成21年度以降における耐用年数と償却資産申告書等の取扱いについて

1. 耐用年数省令の一部改正の影響について

【 耐用年数省令の一部改正 】

平成20年の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大幅に変更されました。特に、機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。

【 固定資産税における耐用年数 】

固定資産税(償却資産)における耐用年数は、総務大臣の告示である『固定資産評価基準』で定められており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。このため、平成21年度以降の固定資産税(償却資産)においては、改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することになります。

【 固定資産税における適用年度 】

固定資産税(償却資産)においては、決算期等に関わりなく、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税から改正後の耐用年数が適用となります。

したがって、平成21年度の評価額は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。(取得当初に遡及して再計算するものではありません。)

【 申告の際の留意点 】

全資産申告(企業電算申告)を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。

毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区分できるよう、種類別明細書の適用欄にその旨の記載(例えば「省令改正による変更」等)をお願いします。

2. 地方税法施行規則の改正による償却資産申告書の様式改正について

平成20年の税制改正において、評価額と帳簿価格を比較していずれか高い方を決定価格とする比較方式が廃止され、平成20年度以降の固定資産税(償却資産)においては、評価額が決定価格となりました。これに伴い、地方税法施行規則で規定している償却資産申告書(第26号様式)等の各種様式も一部改正となりました。